

いわゆる旧法有利及び新法有利が生じている級・号俸から昇格した場合の取扱い

		原則として9-8-78による改正後の昇格時号俸対応表を適用
		H26.4.1～施行日の前日の昇格
		施行日～H27.3.31の昇格
旧法有利 例：行(一) 4級78号俸 からの昇格 (改正前) 5級69号俸 ↓ (改正後) 5級68号俸	根拠規定	・規則9-8-78附則第2項 例外的に、改正後の不利な昇格時号俸対応表を適用せず、改正前の有利な対応表により決定済みの号俸は調整しない (※不利益の遡及を避けるため)
	概要	例外的に、改正後の不利な昇格時号俸対応表を適用せず、改正前の有利な対応表により号俸決定 (※昇格管理が年度単位で行われていることを考慮)
	調書の作成	必ずしも要しない
	職員への通知	必ずしも要しない 必ずしも要しない(昇格に係る通知は必要であるが、根拠規定の明示は必ずしも要しない)
新法有利 例：海(二) 3級110号俸 からの昇格 (改正前) 4級96号俸 ↓ (改正後) 4級97号俸	根拠規定	・規則9-8-78による改正後の昇格時号俸対応表 ・改正法附則第3条 ・給実甲第●●●●号
	概要	H18.4.1～H26.3.31に昇格等をした職員のうち、直前に行われた昇格等(1回)が、H26.4.1に行われたものとして改正後の昇格時号俸対応表を適用した方が有利な号俸になる者には、H26.4.1付けて当該号俸に調整することができ
	調書の作成	必ずしも要しない 原則どおり、改正後の有利な昇格時号俸対応表を適用し、既に決定されている号俸を決定し直す
	職員への通知	必ずしも要しない 必要あり(既に発令している、旧法で決定した号俸での発令を取り消した上で、新法で決定した号俸を昇格日に遡って発令)